

●ご質問・ご相談は協会事務局までお寄せください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

遺言の意味と内容について

Q 親戚の相続争いを目のあたりに見ると、自分の時はそのようなことのないようにしたいと思います。遺言をするとよいと聞きました。遺言について説明してください。

A 1. 遺言には、(1) 普通方式によるものと(2) 特別方式によるものの2種類あります。特別方式による遺言は紙面の関係もあり、また不要と考えるので省略し、普通方式による遺言について述べたいと思います。

2. 普通方式の遺言には3つの方式があります。(1) 自筆証書遺言、(2) 秘密証書遺言および(3) 公正証書遺言がそうです。実務の経験からは、これらのうち、公正証書遺言が最も实际的であり且つ望ましいと考えます。よって、自筆証書遺言と秘密証書遺言について簡単に述べた上で、公正証書遺言については次回に少々詳しく述べます。

3. 自筆証書遺言は、全文自筆で作成される必要があるほか、加除・訂正の方法、日付けの記載の不可欠、署名・捺印の必要などの制約が少なくありません。民法に定めるこれらの方式が守られていないと、例えば、遺言全体が無効になるのか、加除・訂正がなかったものとして加除・訂正前の原文の方が有効とされるのか(これでは加除・訂正が無意味となり、遺言者の意思に反する結果となります)、日付けの記載の仕方によっては遺言が無効となるなど、遺言者の折角の遺言が生きない結果になりかねません。捺印については拇印でもよいという最高裁判例がありますが、印鑑(実印の要なし)の押捺が無難です。

4. 自筆証書遺言で多く問題となるのは、上記のほか複数の遺言書が出てきたときの前後関係(これは日付で特定が一応はできます)、前後の遺言書の記載内容に矛盾ある箇所・ない箇所など、全体としてどこまでが前遺言を取り消したのか、前遺言全部を取り消したのかなど、意思解釈の困難、遺言が遺言者の真意であるか、そもそも遺言者に遺言をするだけの能力(意思能力・遺言能力)があったか、特に高齢者や病臥中の遺言者の場合、意思能力に疑問を呈されたり、看護するものの強制(強迫)によるもので遺言者の真意でないの

はないかとの疑問など、裁判に発展する可能性が大にあります。

5. そのうえ、自筆証書遺言は保管方法によっては隠匿されたり紛失のおそれ、発見者に不利益なものが破棄されかねないなど、あまりお勧めしておりません。

6. 秘密証書遺言は公証人が関与し、2名以上の証人の立会で作成されます。この意味において、その所在は人に認知され記憶されることで、自筆証書遺言より紛失・隠匿・破棄のおそれは少ないと言えます。

7. 秘密証書遺言は次のようにして作成されます。(1) 遺言の本文は遺言者が自ら記載する必要はなく、他人に代筆を頼んでもよいし、タイプライターやワープロで記載されても構いません。ただし、遺言書(遺言の本文)に遺言者が署名・捺印する必要はあります。(2) その遺言書を封入して(封筒に入れるのがよい)遺言書本文の署名・捺印に用いたのと同じ印鑑で封印する。(3) 遺言者が公証人および証人2名以上の前で提出して、自分の遺言書であることおよび筆者(遺言書の本文に記載した者)の氏名・住所を公証人に述べる(申述する)。(4) 公証人が、封入した遺言書の提出を受けた日付と遺言者の申述を封紙に記載した後、公証人、遺言者および証人(最低2名)が封紙に各署名・捺印する。封書(遺言書を封入したもの)の提出以降は公証人が手続を十分承知しております。

8. 秘密証書遺言の場合は、言語を発することのできない者も利用できます。全文自筆の必要はなく、自分の遺言書であることと筆者の住所・氏名の記載および署名・捺印さえできるならば、かなり重篤な病臥者(病人)でも、内容を知られることなく遺言できます。

9. しかし、言語を発すること(しゃべること)ができる遺言者については、遺言をしたこと自体および内容の秘密を維持しながら(秘密にしておきたい場合)公正証書遺言をするのが最善と思います。次回に詳しく述べたいと思います。